

# 川崎市公告第414号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年2月12日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 一般競争入札に付する事項

### (1) 件名

川崎市市民活動（ボランティア活動）補償制度に係る保険契約

### (2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地

市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課

### (3) 履行期間

令和8年4月1日午後4時から令和9年4月1日午後4時まで

### (4) 概要

川崎市市民活動（ボランティア活動）補償制度実施要綱に基づき、市内を活動の拠点として行われる市民活動中の事故によって生じた損害を補償するための川崎市市民活動（ボランティア活動）補償制度による保険契約を締結する。

## 2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「保険業」種目「保険業」で登録されている者。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。

## 3 一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書等の配布

### (1) 一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書等の配布場所

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/>) よりダウンロード

### (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書等の配布期間

令和8年2月12日（木）から令和8年2月18日（水）までの午前9時から午後5時まで及び  
令和8年2月19日（木）の午前9時から正午まで

（ただし、土曜日、日曜日を除きます。また、正午から午後1時までの間は除きます。）

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地 21階

市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課 池田・廣島

TEL 044-200-2349 (直通)

FAX 044-200-3800

E-Mail 25simin@city.kawasaki.jp

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期間

上記(2)と同じ

(5) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出方法

持参又は郵送とします。

(いずれの場合も、令和8年2月19日(木)正午までに、市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課に到着する必要があります。)

なお、郵送による提出を行う場合は、郵送した日に上記(3)の連絡先に必ず電話をしてください。ただし、電話をした場合であっても期日までに届かなかつたもの(郵便事故含む)は無効となります。

#### 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレスに一般競争入札参加資格確認通知書を令和8年2月24日(火)までに交付します。ただし、申請者がメールアドレスを登録していない場合、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所

3 (3)と同じ

(2) 日時

令和8年2月24日(火)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除きます。)

(3) 受領方法

来庁し、直接受領してください。

#### 5 仕様に関する問合せ

(1) 仕様に関する問合せ先

川崎市川崎区宮本町1番地 21階

川崎市役所市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課 池田・廣島

TEL 044-200-2349 (直通)

FAX 044-200-3800

E-Mail 25simin@city.kawasaki.jp

(2) 仕様に関する問合せ受付期間

令和8年2月24日(火)から令和8年2月26日(木)までの午前9時から午後5時まで  
(正午から午後1時までの間は除きます。)

(3) 仕様に関する問合せ方法

「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記(1)のFAX番号又は電子メールアドレス宛て送付

してください。また、送付後に電話で事務局に質問書が到達したことを確認してください。

(4) 仕様に関する問合せ回答方法

質問に対する回答は、令和8年2月27日（金）午後4時までに、参加資格がある全ての者にFAX又は電子メールにて送付します。なお、回答後の再質問は受付しません。

6 競争参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及びその他提出書類に虚偽の記載をしたとき。

7 入札及び開札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札書の提出方法

持参

イ 入札書の提出日時

令和8年3月6日（金）午後1時30分

ウ 入札書の提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地 21階 市民文化局会議室

エ 入札に当たっての注意

入札は所定の入札書をもって行い、入札件名及び商号又は名称が記入された封筒に入札書を入れて、糊で封をして提出してください。また、再度入札を実施する場合もありますので、再度入札用の入札書も持参してください。

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 入札・開札の日時及び場所

上記（1）イ及びウに同じ。

(4) 入札金額等

ア 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。

(5) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限を委任したことを示す委任状を入札前に提出してください。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、落札を保留とし、調査を行うことがあります。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者

心得第7条の規定により、無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(8) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成

契約書に代えて保険証券等によるものとします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(4) 支払条件

令和8年4月中の前金払いとします。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和8年3月頃)を要します。

(3) その他問合せ窓口は、上記3(3)に同じです。